

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

香港

栄養成分及び栄養強調表示

1. 栄養表示	1
2. 栄養強調表示.....	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

包装済み食品の栄養表示及び栄養強調表示は、香港の食品及び医薬品（組成及び表示）規則（Cap.132W）（規則）に準拠している。食品・環境衛生局（FEHD）の食品安全センター（CFS）は、本規則の施行機関である。

栄養表示制度は同規則 4B（Nutrition labelling of prepackaged food and nutrition claim）で規定されており、香港で販売される一般的な包装済み食品の食品表示に関する 2 つの主要なタイプの栄養情報、即ち、栄養表示と栄養強調表示を対象としている。一方で、主に 36 ヶ月未満の子どもが摂取することを目的とした調製粉乳製品及び食品は、「食品及び医薬品（組成及び表示）（改正）（第 2 号）規則 2014」において個別に規制されている。規則 4C（Nutrition labelling of infant formulae, follow-up formulae and prepackaged food for infants and young children）では、乳児用調製粉乳、フォローアップ用調製粉乳、及び乳幼児向け包装済み食品の栄養表示要件を詳述している。

食品表示は消費者が個々の食品に関する特定の情報を入手できる重要なコミュニケーション手段であるため、食品表示に栄養情報を提供することは、バランスの取れた食事を促進するための重要な公衆衛生手段と言える。

本制度の導入は、

- (i) 消費者における情報に基づいた食品選択を支援すること、
- (ii) 食品配合において健全な栄養に関する原則を適用する製造業者を奨励すること、
- (iii) 誤解を招く恐れ、又は欺瞞的なラベル及び強調表示を規制することを目的としている。

本制度をより良く理解できるように業界メンバーを支援するため、食品安全センター（CFS）は「栄養表示及び栄養強調表示に関する技術的ガイダンス覚書」と「栄養表示及び栄養強調表示に関する方法ガイダンス覚書」を発行している。

1. 栄養表示

(1) 栄養表示における情報

栄養表示は、香港で強制的に実施されている。本制度では、全ての一般的な包装済み食品に栄養表示を提供するよう要請しており、特定種類の包装済み食品は、栄養表示要件が免除される。

栄養表示には、エネルギー及び 7 つの主要栄養素、即ち、たんぱく質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、砂糖に関する情報を含めなければならない。さらに栄養表示には、強調表示された栄養素量を記載する必要がある。あらゆる種類の脂質に関連する栄養強調表示がある場合は、コレステロールの量についても同様に表示する必要がある。

栄養表示において炭水化物含有量を表示するうえで、

- (i) 炭水化物を「利用可能な炭水化物」として定義および表示すること、及び
- (ii) 炭水化物を「総炭水化物」として定義及び表示すること、の 2 つの選択肢が与えられている。

後者の選択肢を選んだ場合は、食物繊維量も表示しなければならない。

表示される情報が食品のあらゆる点に関して虚偽、誤解を招く、又は欺瞞的でない場合に限り、他の栄養素に関する追加情報を栄養表示に任意に含めることが可能である。

(2) 栄養素量の表示

エネルギー値は、絶対量で次のように表す必要がある：

- (i) 100g 又は 100ml 当りのキロカロリー（kcal）又はキロジュール（kJ）、又は
- (ii) 1 包装当たりのキロカロリー（kcal）又はキロジュール（kJ）（1 食分のみパッケージに含まれる場合）、又は
- (iii) 1 食当たりのキロカロリー（kcal）又はキロジュール（kJ）（サービング数及びサービングサイズ（グラム（g）又はミリリットル（ml））がパッケージに指定されている場合）

栄養素含有量は、絶対量で次のように表す必要がある：

- (i) 100g 又は 100ml 当たりのグラム（g）、ミリグラム（mg）、又はマイクログラム（ μg ）、又は

- (ii) 1包装当たりのグラム(g)、ミリグラム(mg)、又はマイクログラム(μg)(1食分のみパッケージに含まれる場合)、又は
- (iii) 1食当たりのグラム(g)、ミリグラム(mg)、又はマイクログラム(μg)(サービング数及びサービングサイズ(グラム(g)又はミリリットル(ml))がパッケージに指定されている場合)

絶対量の表現に加え、相対量の表現、即ち、栄養表示のために算出された参照値の割合で栄養情報を提供する場合がある。適用される基準値は、承認を受けた国際的な食品/健康当局(例えば、CODEX)又は国内の食品/健康当局(例えば、アメリカ食品医薬品局(USFDA)、カナダ食品検査庁(CFIA)、やオーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ))によって設定される必要がある。一連の中国の栄養素等摂取目安量(NRV)は、規則(別添 1)に記載されており、相対量の表現に使用することが勧奨される。中国の栄養素等摂取目安量又は中国の NRV という用語が使用されることがある。

(3) 栄養表示形式

栄養表示は表様式で表示する必要がある(図 1)、栄養表示は包装済み食品の目立つ場所に配置する必要がある。表様式の他にもこの業界では、総表面積が 200 cm² 未満の小さなパッケージに線形書式を使用するといった選択肢がある(図 2)。栄養表示のサイズ及び/又は書式に関係なく、「栄養表示」、「栄養情報」、又は「栄養成分」などの適切な見出しが必要とされる。

図 1. 表様式の栄養表示

栄養情報	
	100 g 又は 100 ml 当たり エネルギー kcal/kJ
たんぱく質	g
総脂質	g
— 飽和脂肪酸	g
— トランス脂肪酸	g
炭水化物	g
— 砂糖	g
ナトリウム	mg
強調表示に関与する 栄養素の添加	g、mg、又は μg
表示されたその他の 栄養素の添加	g、mg、又は μg

栄養表示は、英語、中国語(簡体字又は繁体字)、又はその両方の言語を用いることができる。ただし、英語及び中国語の双方を包装済み食品の表示やラベルに使用する場合、栄養表示も英語及び中国語の双方を用いるものとする。

図 2. 線形書式の栄養表示

栄養情報 100 g 又は 100 ml 当たり エネルギー×× kcal/kJ、タンパク質×× g、総脂質×× g、飽和脂肪酸×× g、トランス脂肪酸×× g、炭水化物×× g、砂糖×× g、ナトリウム×× mg 強調表示に関与する栄養素の添加×× g、mg、又は μg、表示されたその他の栄養素の添加×× g、mg、又は μg
--

(4) 栄養価の計算

包装済み食品の栄養情報は、食品サンプルの直接的化学分析又は計算に基づく間接的栄養分析のいずれかにより取得することができる。間接的栄養分析は、ラベリングのための情報取得手段の 1 つとして認められている。業者は間接

的栄養素分析のため必要に応じて、最新バージョンの食品組成データベース及び外国又は本土の食品／保健当局によって認められた関連性のある調整係数の使用を検討する場合がある。

エネルギーは、対応する各変換係数を乗算した利用可能な炭水化物(4 kcal/g)、たんぱく質(4 kcal/g)、総脂質(9 kcal/g)、エタノール(7 kcal/g)、及び有機酸(3 kcal/g)によりもたらされるエネルギーの合計により算出する。

2. 栄養強調表示

栄養強調表示とは、食品が特定の栄養特性を持っていることの記述、示唆、又は暗示する表現を意味する。栄養強調表示には、栄養素含有量強調表示、栄養素比較強調表示、及び栄養機能強調表示(栄養機能及び健康強調表示の項で詳述)が含まれる。食品のラベルや広告に関する栄養強調表示の全てを対象としている。

(1) 栄養素含有量強調表示

栄養素含有量強調表示では、食品中に含まれる栄養素のエネルギー値又は含有量について記述している。栄養素含有量強調表示は、エネルギー及び規則において指定された栄養素に対してのみ行うことができ、その規則で設定された条件を満たしている必要がある(別添 2)。業者が栄養素含有量強調表示を容易におこなうことができるよう、同義語のリスト、つまり、同様の意味で説明する用語が提供されている(図 3)。このリストは包括的なものではなく、又同様の表示がそれぞれの強調表示の同義語として取り扱われる場合がある。

図 3. 栄養素含有量強調表示のための同義語

強調表示	同義語
低い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少しの ・ 低供給源 ・ わずか ・ 少量を含む
とても低い (ナトリウムのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に低い ・ 超低量
フリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロ／0 ・ ノン ・ 含有なし ・ なし ・ オフ ・ 含まない
～の供給源となる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 含む ・ 供給 ・ 含有 ・ 含んでいる
高い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い供給源 ・ ～の良い供給源 ・ ～の貴重な供給源 ・ が豊富 ・ たくさんの～

- ・ 「ナトリウム/塩及び砂糖が無添加」、「甘さ控えめ」、「無糖」等の強調表示は、栄養素含有量強調表示とは見なされない。

(2) 栄養素比較強調表示

栄養素比較強調表示は、同様の又は類似するタイプの食品中に含まれる栄養素のエネルギー値又は含有量を比較するものである。栄養素比較強調表示は、以下の基準を満たしている必要がある：

- (i) 比較は、同じ又は類似の食品の異なるバージョンのエネルギー又はそれらの栄養素(栄養素含有量強調主張を行うための条件付き)でおこなう必要があり、同じ量の食品に基づいて実施する。
- (ii) 比較される食品の説明及び差異量(絶対値、割合、又は分数)は、栄養素比較強調表示のすぐ側に記載する必要がある。
- (iii) 比較では、規則で指定された条件を満たしている必要がある(別添 3)。業者が栄養素含有量強調表示を容易におこなうことができるよう、同義語のリスト、つまり、同様の意味で説明する用語が提供されている(図 4)。このリストは包括的なものではなく、また同様の表示がそれぞれの強調表示の同義語として取り扱われる場合がある。

図 4. 栄養素比較強調表示に関する同義語

強調表示	同義語
～より少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低い控えめ ・ ～より低い ・ ～の低供給源 ・ ～より未満 ・ 低減 ・ 含有量が少ない
～より多い(高い)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加の ・ もっと多く ・ 付加 ・ 添加 ・ プラス ・ 豊富な ・ 強化 ・ 高める ・ 増強

(3) 包装済み食品向けの任意の「塩/砂糖」表示制度

2015 年以来、世界保健機関(WHO)のイニシアチブを反映して、香港の一般集団における塩及び砂糖の摂取量低減の促進が政府の政策課題に置かれている。この政府のイニシアチブを支援するため、又一般市民による塩と砂糖の摂取量を減らし、食品中の塩と砂糖を減らすための制度の方向性と作業計画の策定について政府に助言をおこなうために食品における塩及び砂糖減少委員会(Committee on Reduction of Salt and Sugar in Food: CRSS)が 2015 年に設立された。

地域社会において減塩食及び減糖食を促進するための食品における塩及び砂糖減少委員会(CRSS)のイニシアチブの 1 つとして 2017 年 10 月に食品業界の支援を受けて、政府と CRSS は共同で包装済み食品向けの任意の「塩/砂糖」表示制度(「塩/砂糖」表示制度)を導入した。「塩/砂糖」表示制度の目的は、消費者が低塩および低糖質の製品を容易に識別できるようにし、一般の人々がラベルを参照することで塩と砂糖がより少ない食品を選択できるよう支援することである。この制度は又、消費者により多くの種類の低塩及び低糖質製品を提供する業界の触媒としても機能する。食品医薬品(組成およびラベリング)規則(Cap. 132W)のに従って「減塩」、「無塩」、「減糖」および「無糖」の定義に準拠している全ての包装済み食品においてラベル表示をすることができる。ラベルでは、中国語、英語、2 か国語版のほか、カラー版およびモノクロ版の利用が可能である。

包装済みの「塩／砂糖」ラベル制度に関するデザイン

カラー版

2 言語



中国語



英語



別添 1. 栄養基準値

エネルギー/栄養素	栄養基準値
エネルギー(kcal)	2,000
エネルギー(kJ)	8,400
たんぱく質(g)	60
総脂質(g)	60
食物繊維(g)	25
飽和脂肪酸(g)	20
コレステロール(mg)	300
総炭水化物(g)	300
カルシウム(mg)	800
リン(mg)	700
カリウム(mg)	2,000
ナトリウム(mg)	2,000
鉄(mg)	15
亜鉛(mg)	15
銅(mg)	1.5
ヨウ(μg)	150
セレン(μg)	50
マグネシウム(mg)	300
マンガン(mg)	3
クロム(μg)	50
モリブデン(μg)	40
フッ素(mg)	1
ビタミン A(μgRE)	800
ビタミン C(mg)	100
ビタミン D(μg)	5
ビタミン E(mgα-TE)	14
ビタミン K(μg)	80
ビタミン B ₁ (mg)	1.4
ビタミン B ₂ (mg)	1.4
ビタミン B ₆ (mg)	1.4
ビタミン B ₁₂ (μg)	2.4
ナイアシン(mg)	14
葉酸(mgDEF)	400
パントテン酸(mg)	5
ビオチン(μg)	30
クロム(mg)	450

別添 2. 栄養素含有量強調表示の条件

成分	強調表示の説明	条件
エネルギー	(1)「低い」という語句がある	(a)食品 100g 当たりのエネルギー量が 40kcal(170 kJ)以下である固形食品、又は (b)食品 100ml 当たりのエネルギー量が 20kcal(80 kJ)以下である液体食品
	(2)「フリー」という語句がある	食品 100ml 当たりのエネルギー量が 4kcal(17 kJ)以下である液体食品
脂質	(1)「低い」という語句がある	(a)食品 100g 当たりの脂質量が 3g 以下である固形食品、又は (b)食品 100ml 当たりの脂質量が 1.5g 以下である液体食品
	(2)「フリー」という語句がある	(a)食品 100g 当たりの脂質量が 0.5g 以下である固形食品、又は (b)食品 100g 当たりの脂質量が 0.5g 以下である液体食品
飽和脂肪酸	(1)「低い」という語句がある	(a)以下を含む固形食品－ (i) 食品 100g 当たりの飽和脂肪及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 1.5g 以下のもの、及び (ii) 飽和脂肪及びトランス脂肪酸を組み合わせた量がエネルギー値の 10%以下のもの、又は (b)以下を含む液体食品－ (i) 食品 100ml 当たりの飽和脂肪及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.75g 以下のもの、及び (ii) 飽和脂肪及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの
	(2)「フリー」という語句がある	(a)食品 100g 当たりの飽和脂肪及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.1g 以下の固形食品、又は (b)食品 100ml 当たりの飽和脂肪及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.1g 以下の液体食品
<p>栄養素含有量の表示が食品の「1 食分当たり」に基づいている場合であっても、この表に記載の通り栄養強調表示をおこなう条件は、必要に応じて 100g 又は 100ml 又は 100kcal 当たりの関連する栄養素含有量に基づく。</p>		
トランス脂肪酸	(1)「フリー」という語句がある	(a)以下を含む固形食品－ (i) 食品 100g 当たりのトランス脂肪酸の含有量が 0.3g 以下のもの、 (ii) 食品 100g 当たりの飽和脂肪及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 1.5g 以下のもの、及び (iii) 飽和脂肪及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの (b)以下を含む液体食品－ (i) 食品 100ml 当たりのトランス脂肪酸が 0.3g 以下のもの、 (ii) 食品 100ml 当たりの飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.75g 以下のもの、及び (iii) (iii)飽和脂肪及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの
コレステロール	(1)「低い」という語句がある	(a)以下を含む固形食品－ (i) 食品 100g 当たりのコレステロールの含有量が 0.02g 以下のもの、 (ii) 食品 100g 当たりの飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸を組み合

	(2)「フリー」という語句がある	<p>わせた量が 1.5g 以下のもの、及び</p> <p>(iii) 飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの</p> <p>(b)以下を含む液体食品－</p> <p>(i) 食品 100ml 当たりのコレステロールの含有量が 0.01g 以下のもの、</p> <p>(ii) 食品 100ml 当たりの飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.75g 以下のもの、及び</p> <p>(iii) 飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの</p> <p>(a)以下を含む固形食品－</p> <p>(i) 食品 100g 当たりのコレステロールの含有量が 0.005g 以下のもの、</p> <p>(ii) 食品 100g 当たりの飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 1.5g 以下のもの、及び</p> <p>(iii) 飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの</p> <p>(b)以下を含む液体食品－</p> <p>(i) 食品 100ml 当たりのコレステロールの含有量が 0.005g 以下のもの、</p> <p>(ii) 食品 100ml 当たりの飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.75g 以下のもの、及び</p> <p>(iii) 飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量がエネルギーの 10%以下に寄与するもの</p>
砂糖	(1)「低い」という語句がある	(a)食品 100g 当たりの砂糖含有量が 5g 以下である固形食品、又は (b)食品 100ml 当たりの砂糖含有量が 5g 以下である液体食品
	(2)「フリー」という語句がある	(a)食品 100g 当たりの砂糖含有量が 0.5g 以下である固形食品、又は (b)食品 100ml 当たりの砂糖含有量が 0.5g 以下である液体食品
ナトリウム	(1)「低い」という語句がある	食品 100g/ml 当たりのナトリウム含有量が 0.12g 以下の固形又は液体の食品
	(2)「とても低い」という語句がある	食品 100g/ml 当たりのナトリウム含有量が 0.04g 以下の固形又は液体の食品
	(3)「フリー」という語句がある	食品 100g/ml 当たりのナトリウム含有量が 0.005g 以下の固形又は液体の食品
たんぱく質	(1)「低い」という語句がある	エネルギーの 5%以下に寄与するたんぱく質を含む固形又は液体の食品
	(2)「～の供給源となる」という語句がある	(a)食品 100g 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 10%以上である固形食品、又は (b)食品 100ml 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%以上である液体食品、または (c)食品 100 kcal 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5% (食品 1 MJ 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 12%)以上である固形

	(3)「高い」という語句がある	<p>又は液体の食品</p> <p>(a)食品 100g 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 20%以上である固形食品、又は</p> <p>(b)食品 100ml 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 10%以上である液体食品、又は</p> <p>(c)食品 100 kcal 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 10%(食品 1 MJ 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 24%)以上である固形又は液体の食品</p>
ビタミン及びミネラル(ナトリウムを除く)	(1)「～の供給源となる」という語句がある	<p>(a)食品 100g 当たりの関連するビタミン又はミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 15%以上である固形食品、又は</p> <p>(b)食品 100ml 当たりの関連するビタミン又はミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 7.5%以上である液体食品、又は</p> <p>(c)食品 100 kcal 当たりの関連するビタミン及びミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%(食品 1 MJ 当たりのビタミン又はミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 12%)以上である固形又は液体の食品</p>
	(2)「高い」という語句がある	<p>(a)食品 100g 当たりの関連するビタミン又はミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 30%以上である固形食品、又は</p> <p>(b)食品 100g 当たりの関連するビタミン又はミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 15%以上である液体食品、又は</p> <p>(c)食品 100 kcal 当たりの関連するビタミン及びミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 10%(食品 1 MJ 当たりのビタミン又はミネラルの含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 24%)以上である液体又は固形の食品</p>
食物繊維	(1)「～の供給源となる」という語句がある	<p>(a)食品 100g 当たりの食物繊維含有量が 3g 以上である固形食品、</p> <p>(b)食品 100ml 当たりの食物繊維含有量が 1.5g 以上である液体食品</p>
	(2)「高い」という語句がある	<p>(a)食品 100g 当たりの食物繊維含有量が 6g 以上である固形食品、又は</p> <p>(b)食品 100ml 当たりの食物繊維含有量が 3g 以上である液体食品</p>

別添 3. 栄養素比較強調表示の条件

エネルギー/栄養素	条件(いずれの条件も満たしている必要がある)	
	最小相対差	最小絶対差
エネルギー	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: 食品 100g 当たり 40kcal(170 kJ)以上 ・ 液体食品: 食品 100ml 当たり 20kcal(80kJ)以上
たんぱく質	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: <ul style="list-style-type: none"> (a)食品 100g 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 10%以上、 (b)食品 100 kcal 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%以上、又は (c)食品 1 MJ 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 12%以上 ・ 液体食品: <ul style="list-style-type: none"> (a)食品 100ml 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%以上、 (b)食品 100 kcal 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%以上、又は (c)食品 1 MJ 当たりのたんぱく質含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 12%以上
総脂質	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: 食品 100g 当たりの総脂質量が 3g 以上 ・ 液体食品: 食品 100g 当たりの総脂質量が 1.5g 以上
飽和脂肪酸	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: 食品 100g 当たりの飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 1.5g 以上 ・ 液体食品: 食品 100g 当たりの飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸を組み合わせた量が 0.75g 以上
トランス脂肪酸	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形/液体食品: 食品 100g/ml 当たりのトランス脂肪酸含有量が 0.3g 以上
コレステロール	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: 食品 100g 当たりのコレステロール含有量 0.02g 以上 ・ 液体食品: 食品 100ml 当たりのコレステロール含有量 0.01g 以上
ナトリウム	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形/液体食品: 食品 100g/ml 当りのナトリウム含有量 0.12g 以上
砂糖	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形/液体食品: 食品 100g/ml 当たりの砂糖含有量 5g 以上
食物繊維	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: 食品 100g 当たりの食物繊維含有量 3g 以上 ・ 液体食品: 食品 100ml 当たりの食物繊維含有量 1.5g 以上
ビタミン及びミネラル (ナトリウムを除く)	中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 10%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形食品: <ul style="list-style-type: none"> (a)食品 100g 当たりの関連するビタミン又はミネラル含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 15%以上、 (b)食品 100kcal 当たりの関連するビタミン又はミネラル含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%以上、または (c)食品 1 MJ 当たりの関連するビタミン又はミネラル含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 12%以上 ・ 液体食品: <ul style="list-style-type: none"> (a)食品 100ml 当たりの関連するビタミン又はミネラル含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 7.5%以上、 (b)食品 100 kcal 当たりの関連するビタミン又はミネラル含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 5%以上、又は (c)食品 1 MJ 当たりの関連するビタミン又はミネラル含有量が中国の栄養素等摂取目安量(NRV)の 12%以上